

関原発 第535号
2024年 2月 9日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

高浜発電所第2号機 使用済燃料ピット未臨界性評価に係る
使用前確認申請書の記載内容変更について

2023年12月15日付け関原発第478号で申請しました高浜発電所第2号機 使用済燃料ピット未臨界性評価に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

高浜発電所第2号機

使用前確認申請書番号

関原発第478号(2023年12月15日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前確認申請書

(変更前)

2023年12月15日付け関原発第478号の申請書記載事項

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 工事完了時の検査(表7) 期日 自 2024年 1月17日 至 2024年 1月 場所 高浜発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査(表9) 期日 自 2024年 1月17日 至 2024年 1月 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	<u>2024年 2月</u>

(下線は変更部分)

(変更後)

使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	工事の工程 工事完了時の検査(表7) 期日 自 2024年 1月17日 至 2024年 3月 場所 高浜発電所
	工事の工程 品質マネジメントシステムに係る検査(表9) 期日 自 2024年 1月17日 至 2024年 3月 場所 高浜発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	<u>2024年 4月</u>

(下線は変更部分)

